



令和 8 年度

保育所等継続入所の手続き および転園希望について の 注 意 事 項 (必ずお読みください。)



提出期日	令和 7 年 9 月 3 0 日 (火)
提出先①	ぴったリサービス (電子申請) ※詳細は「3 現況届の提出について」の QR コードを御参照ください。
提出先②	在籍中の保育所等

※いずれかの提出先に御提出ください。

★ 国が運営するマイナポータルの「ぴったリサービス」を利用して、現況届の提出をオンラインで行うことができます。詳しくは、ぴったリサービス内で手続きに必要な添付書類や手続方法などを御確認ください。

問い合わせ先 〒198-8701

青梅市東青梅 1-1-1

0428-22-1111 (内線 2147・2148・2149)

青梅市こども家庭部こども育成課 保育・幼稚園係 施設給付係

令和8年度保育所等継続入所の手続きについての注意事項

1 保育所等継続入所の手続きについて

現在市内に住民票があり、令和8年度も継続して入所を希望される場合は、「令和8年度教育・保育給付認定現況届」（以下「現況届」といいます。）を**必ず提出してください**。現況届は、入所児童一人につき1枚、提出してください。なお、転出等の理由で今年度末までに退園する場合は、退所届の提出が必要となります。10月末を目途に、こども育成課にて手続きを行ってください。（退所届を提出すると、退園の取下げは行えませんので御注意ください。現時点で退園日が未定の場合は今年度末までに手続きを行ってください。）

2 保育所等の認定基準および必要書類について（保育所等に継続入所できる基準）

以下の条件により保護者が児童の保育を必要とすると認められる場合、保育所等に継続して通うことができます。以下の条件を満たすことを証明する書類を現況届に添付して提出してください。

なお、必要書類については、現在（提出時点）の事由にあったものを添付してください。提出後に事由が変更となった場合は、その都度こども育成課で手続きが必要となります。

就労証明書は就労先等で漏れがないように記入してもらってください。書類不備で認定基準の内容が確認できない場合、お子さんの保育所等の入所が解除となりますので御注意ください。

★下記書類は児童一人につき父母それぞれ1部ずつ必要となりますが、兄弟姉妹がいる場合は一方に原本をつけていただければ、もう一方はコピーでも構いません。

事 由	必 要 書 類	児童の保育を必要とすると認められる要件
就 労	・就 労 証 明 書 (令和7年9月以降に発行されたもの) ※8月中旬に発行されたものをすでに市に御提出済みの方で、9月以降の再発行が難しい方は御相談ください。	居宅外や自営等で、 週2日以上(日曜日は含まない。) で、かつ、 実務で週12時間以上の仕事 をしていることを常態としている場合
	就労証明書の「育児休業の取得」・「育児のための短時間勤務制度利用の有無」にも必要事項を記入	内職で、 月収15,000円以上(産後1年未満は、月収10,000円以上)の実績 がある場合
育 児 休 業	就労証明書の「育児休業の取得」・「育児のための短時間勤務制度利用の有無」にも必要事項を記入	入所中の児童(上の子)の弟または妹(下の子)の出生に伴い、就業規則等に定める育児休業を取得している場合（下の子が生まれた日から1年6か月が経過する月の末日、または、満1歳に達する日の属する年度の翌年度4月末日のいずれか長い期間までに職場復帰する場合は、下の子の育児休業を取得中であっても上の子は継続して入所が認められます。ただし、前記の期限までに理由を問わず職場復帰していない場合、下の子が生まれた日から1年6か月に達する日の属する月末、または、満1歳に達する日の属する年度の翌年度4月末日をもって、上の子は解除（退園）となります。）
出 産	・母子手帳の写し (表紙・予定日が確認できるページ)	出産の場合（出産予定月を挟んで前後2か月の計5か月以内） ※出産要件の前後も、出産以外の要件に該当していること
疾病・障害等	・診断書または障害者手帳の写し ・病気等状況報告書	保護者が病気や負傷または心身に障害があり、療養をしなければならない場合（診断書は、 令和7年9月以降 に発行されたもの）
介護・看護	・診断書または障害者手帳や介護保険被保険者証等の写し ・介護・看護状況報告書	長期にわたる病気や負傷で療養または心身に障害のある親族の看護に常時当たっている場合（診断書は、 令和7年9月以降 に発行されたもの）
就 学	・在学証明書 ・授業カリキュラム (令和8年度4月以降のもの)	週2日以上(日曜日は含まない。) で、かつ、 週12時間以上 、居宅外で、就学または技能習得を行っている場合（自動車教習所・パソコン教室は認められません。）原則として、学校法人の学校、専門学校など
災害復旧等	・具体的状況を証明する書類	地震、火災や風水害などの災害に遭い、家屋の破損のため復旧等に当たっている場合や両親が不在の場合など ※事前にこども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。

注1 提出された書類の内容に**虚偽の事実**(就労していないのに証明書だけ書いてもらった・介護の実態がないなど)が発覚した場合または保育所等の入所基準に該当しなくなった場合は、保育所等の入所が解除(退園)となります。

注2 提出していただいた書類の内容について、随時、就労先等に調査・確認をいたします。

注3 書類不備等の理由により市役所に来庁していただく場合があります。

注4 保育児童および同居の家族が障害者手帳または特別児童扶養手当証書を所持している場合、副食費の徴収可否が変更になることがありますので手帳・証書の写しを添付してください。

3 現況届の提出について

提出期日	令和7年9月30日（火）
提出先①	ぴったりサービス（電子申請）
提出先②	在籍中の保育所等



▲電子申請用
QRコード

いずれかの提出先に御提出をお願いします。なお、電子申請にて御提出の場合、在籍中の保育所等に電子申請にて提出した旨をお伝えください。

正当な理由なく現況届や必要書類が期限までに提出されない場合は、保育所等の入所が解除となります。なお、期限までに提出できない場合、家庭の事情などで必要書類をそろえることができない場合は、必ず事前に、こども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。

4 令和8年度の保育料について

令和7年9月以降、全世帯の0～5歳児の保育料は無料となります。

5 令和8年度の副食費について（3～5歳児クラス）

副食費（給食費のうち、おかずやおやつ代）に対する補助を令和7年度より月額上限4,900円に拡充しました。そのため、副食費については原則保護者負担は発生しません。

なお、施設が定める副食費が4,900円を超える場合は、市の補助額を差し引いた金額は自己負担となります。

6 よくある御質問について

例年、お問い合わせが多い内容についてホームページにまとめております。御不明な点が生じた場合は御活用ください。



ホームページ
QRコード

7 必要書類を追加で提出する場合

現況届書類の提出後に事由が変更となった場合等、追加で書類の提出が必要となった場合、電子申請による手続きも可能です。下記、QRコードから事由に合わせて御申請ください。



ホームページ
〈電子申請一覧
（保育所等関係）〉

現況届や就労証明書は記入漏れ等不備がないか、記入例・見本をよく御確認の上、御提出ください。

特に、就労証明書に不備があると改めて取得いただくことがありますので御注意ください。
必要書類や記入例等はホームページにも掲載しています。

《 令和8年度4月から転園を希望される方は裏面をよくお読みください。 》

令和8年4月から転園を希望される方への注意事項

転園を希望される方も、現況届の提出が必要です。令和7年9月30日（火）の提出期日までに在籍中の保育所等に現況届を提出の上、以下のとおり転園希望の手続きをお願いいたします。転園希望の届出用紙は、こども育成課に用意がございます。

なお、令和7年12月10日（水）までに手続きができなかった場合は、4月第二次選考の取扱いとなります。4月第二次選考の受付期間は、令和8年2月2日（月）から3月10日（火）までです。その後の受付分は5月以降の取扱いとなります。

受付場所	こども育成課（青梅市役所1階12番窓口）
受付期間	<u>令和7年11月17日（月）～令和7年12月10日（水）</u> ※土曜日、日曜日、祝日は受け付けておりません。
受付時間	午前8時30分～午後5時00分 ※毎週平日木曜日は午後8時まで

※現況届の際は就学中であったが、4月からは就職が決定している場合等、現況届提出時と令和8年4月時点の保育を必要とする事由が異なる場合は、必ず令和8年4月時点の保育を必要とする事由にあった必要書類を転園の手続きの際に御提出ください。

◎ 転園希望先の申請数について

上記期間の申請数を令和7年12月中旬からホームページにおいて公表します。



◎ 青梅市外の保育所等に転園を希望される方

現在、青梅市内の保育所等に入所中で、令和8年4月以降青梅市外の保育所等に転園を希望される方につきましては、入所を希望する市区町村に申込期日等を確認の上（申込期日や必要書類等は各市区町村により異なります）、青梅市役所こども育成課で申込手続きを行ってください。（申請書を希望先市区町村に郵送しますので、期日に間に合うよう申込期日の1週間前までに申請してください。）

なお、入所を希望する市区町村へお引越しの予定がある場合は、青梅市に退所届の提出が必要な場合があります。必ず青梅市に御相談ください。その後、該当市区町村で直接お手続きを行ってください。

◎ 転園希望に関する注意事項（必ずお読みください。）

- （1）受付期間以降の転園希望取下げまたは転園決定後の取下げは、一切お受けできません。いずれの場合でも、**取下げは退園（現在在籍中の保育所等および転園希望先の保育所等の両方とも）となります。転園を希望される場合は、事前によく検討してください。**
- （2）現況届を提出した後に、児童の保育を必要とすると認められる要件が変更したにもかかわらず、そのことを証明する書類が期日までに市へ提出がない場合、**転園希望を受理することができませんので御注意ください。**

◎ 転園希望園の見学を御検討されている方へ

保育所等の見学には事前に希望施設への連絡および予約が必要です。なお、一部の保育所等では、電子で見学予約が可能となります。下記、QRコードを御確認ください。



以 上